(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長	備考
高知県吾川郡いの町枝川字椋二六五番四から同町波川字ハリギ三〇九番一まで	前 A	八・〇五～一二・五〇	三一・六五メートル	五・二八一キロメートル
	前 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	
	後 A	八・〇五～一二・五〇	三一・六五	五・二八一
	後 B・C・D・E	一二・五〇～一六九・一四	五・二〇四	

上記A・B・C・D及びEは、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

(四) 図面縦覧場所　四国地方整備局及び同局土佐国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十四号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　九州地方整備局長　増田　博行

(一) 道路の種類　一般国道

(二) 路線名　三号及び二百十九号

(三) 道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員	延長
熊本県八代郡氷川町早尾字上八ツ川一五〇番四から同町早尾字上八ツ川一七五番一まで	前	一二・六〇～一四・〇〇メートル	〇・〇三五キロメートル
	後	一二・六〇～一四・六〇	〇・〇三五

(四) 図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十五号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	三号及び二百十九号
供用開始の区間	図面縦覧場所
熊本県八代郡氷川町早尾字上八ツ川一五〇番四から同町早尾字上八ツ川一七五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所
熊本県八代郡氷川町早尾字上八ツ川一五〇番四から同町早尾字上八ツ川一七五番一まで	九州地方整備局及び同局熊本河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百六十六号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　九州地方整備局長　増田　博行

路線名	二百十一号
供用開始の区間	図面縦覧場所
糸島市有田中央一丁目七六八番二から同市多久字長田八一九番一一まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	九州地方整備局及び同局福岡国道事務所

○北海道開発局告示第百七十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第四十八条の二第二項の規定に基づき、次のとおり自動車専用道路を指定するので、同条第四項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十九年九月二十九日から二週間北海道開発局及び同局稚内開発建設部において一般の縦覧に供する。

平成二十九年九月二十九日　北海道開発局長　和泉　晶裕

一　道路の種類　一般国道

二　路線名　四十号

三　指定する道路の部分

区間	幅員	延長
北海道天塩郡幌延町元町八八番一から同町元町六四番二まで	七・二七～一四・八九メートル	〇・五六九キロメートル

四　指定する期日　平成二十九年九月二十九日

資料

国庫歳入歳出状況

財務省において各省各庁からの報告をとりまとめた平成28年度の平成29年7月末における国庫歳入歳出状況は、次のとおりである。

平成29年9月29日

1　一般会計

(1) 歳入　財務省　単位　千円（千円未満切捨）

科目	歳入予算額	収納済歳入額 本月分	収納済歳入額 前月までの累計	収納済歳入額 計	歳入予算額と収納済歳入額との差（△は減）	収入歩合 %
租税及印紙収入	55,860,000,000	4,340,025,854	41,987,590,835	55,468,640,078	△ 391,359,921	99.2
租税	54,808,000,000	9,141,023,388	4,336,090,787	40,913,378,821	54,389,493,017	△ 418,506,982	99.2
所得税	17,710,000,000	9,140,023,408	2,649,731,862	79,593,779	14,881,739,661	17,611,065,303	△ 98,934,696	99.4
法人税	11,136,000,000	254,810,932	4,480,442,405	5,593,646,392	10,328,899,729	△ 807,100,270	92.7
相続税	2,110,000,000	137,890,534	1,856,784,080	2,131,394,163	21,394,163	101.0
消費税	16,801,000,000	2,649,731,862	79,593,779	14,881,739,661	17,611,065,303	△ 98,934,696	99.4
酒税	1,359,000,000	1,186,496,613	3,586,407,526	12,455,267,678	17,228,171,817	427,171,817	102.5
たばこ税	923,000,000	9,663,478	182,143,832	1,127,696,596	1,319,503,907	△ 39,496,092	97.0
揮発油税	2,386,000,000	10,454,934	71,433,446	832,282,176	914,170,557	△ 8,829,442	99.0
石油ガス税	9,000,000	8,900,122	364,083,736	2,061,252,742	2,434,236,601	48,236,601	102.0
航空機燃料税	52,000,000	507,561	816,872	7,365,521	8,689,955	△ 310,044	96.5
石油石炭税	688,000,000	1,261,216	3,079,797	47,020,799	51,361,813	△ 638,186	98.7
		15,675,479	103,898,448	582,391,840	701,965,769	13,965,769	102.0